

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429

対策庁長官の行政主席申入札案

6/30 総務局に可交23

（記）

秘
無期限

北米才二課長	条約課長	アメリカ局長
法規課長	参事官	北米才一課長
沖縄外資内題（沖案庁長官より 行の主席に付中入れ案）		
65.6.26 北一		
6月25日付の東郷局長とヌイダニ公使との間の交換書簡に於り、琉球政府の提呈された外資申請書等、入付の経路及び日米政府の意見提示につき合意を		
なるとし、今後沖縄地方沖案庁より前記内容に基づき同庁長官から琉球政府		
行の主席に付申し入れすべき事項として別紙等を送付致し奉じたこと、之に付し		

GA-5

1455

外務省

下記のとおりに回答することと致し、

記

1) 別紙の項目 2, 3, 4. は日米政府間の問題であること、琉球に之を伝ふる

必要はないと考ふる。

2) 項目 1. は問題なし。

3) 項目 5. から 6. を 2. とし、別紙のとおりに改める。

GA-6

外務省

(別紙)

2. 日本政府は、当該申請案件に対し

（準備委員会）

の意見を、日本政府の事務的かつ中

請書の年に入年しを日から算出せし

て14月以内、申請書送付を通知し

て通知する。其の準備

委員会は日本政府の意向を通知し

て同委員会委員の意向を通知する

こととする。

殿

かねてより懸念でありました「沖縄進出新規
 外資の事務処理に關する日琉間の連絡体制」に
 つきまして、外務省-米国大使館間の話し合いも実
 了したもので、別紙(案)により沖縄北方対策庁
 長官から琉球行政主席あて申し入小と考
 え、御意見がありました(6月27日(土))
 つきに下記にて御連絡下さい。

総理府沖縄北方対策庁調査部
 斎藤参事官
 TEL (581) 1027 (直)
 (581) 2361
 内 267

日本 政府

記(案)

- 1 琉球政府は、外資関係申請者が提出した場合には、おみやかにその写し1部を、準備委員会の顧問事務所より同委員会の日本政府代表事務所へ送付するものとする。
- ~~2 日本政府代表事務所は、上記写しを入手したときは、直ちに外務省及び沖縄北方対策庁沖縄事務局(以下「沖縄事務局」という。)にこの写しを送付するものとする。~~
- 3 外務省は、上記写しを入手したときは、直ちに総理府沖縄北方対策庁(以下「対策庁」という。)にこの写しを送付するものとする。
- 4 対策庁は、上記写しを入手したときは、直ちに関係省庁にこの写しを送付して検討を依頼するものとし、

日本 政府

係省庁は、当該写しの内容を検討のうえ、対策庁に討

し意見を述べるとする。

当該申請書^{案件}の^件下

5 ~~対策庁は、関係省庁の意見をもとに、とりまとめられた日本政~~

~~府の意見を、外務省を經由して申請書の写しを入手した~~

日から原則として1か月以内に、沖縄事務局を通じて琉

球政府に通知するとともに、上記日本政府の意見を外務

省に連絡するものとする。

6 外務省は、上記意見を準備委員会日本政府代表のレ

ートを通じて同委員会米国政府代表に通知するもの

とする。

秘
無期限

1. 琉球政府に、外資関係申請書
が提出された場合には、まず次に

の字に、一部を、準備委員会、領事
事務所より、同委員会、日本政府代表

事務所へ送付するものとす。

2. 日本政府に、当該申請事件に涉る
の意見を、原則として、準備委員会

日本政府代表事務所、申請者の字に
を入手し、日本に、1ヶ月以内、沖縄

事務局を通じて、琉球政府へ通知
す。

秘
無期限

1. 琉球政府に、外資関係申請書
が提出された場合には、まず次に

の字に、一部を、準備委員会、領事
事務所より、同委員会、日本政府代表

事務所へ送付するものとす。

2. 日本政府に、当該申請事件に涉る
の意見を、原則として、準備委員会

日本政府代表事務所、申請者の字に
を入手し、日本に、1ヶ月以内、沖縄

事務局を通じて、琉球政府へ通知
す。

秘
無期限

北米米二課長
茶納課長
法規課長
アメリカ局長
参事官
北米米一課長

7/10 出張中

沖縄外資問題 (沖米庁長官)

外資の導入に付したる申請書

米北一 (1950)

1. 上述の沖縄、地方沖米庁より合議紙1枚
が提出されたに因り、6月30日 以前より

上述の沖米庁に依りて、7月10日 同庁より

(1) 他の南洋島嶼 (大東、西貢、若林、公取等)

は沖米庁長官より同意を得た。

(2) 外資の導入に付したる申請書

は沖米庁長官より同意を得た。申請書等は
取り扱ふべきに付、不承を以てして

GA-5

1506 外務省

X
沖米庁長官
参事官
北米米一課長
茶納課長
法規課長
アメリカ局長
参事官
北米米一課長
7/10 出張中
6月30日
7月10日
1950

沖米庁長官の意見に
照し。

(3) 若し、現行の沖米庁の部内決議に
照し、各島嶼に於ては

決議を終了し、7月10日 外務省
に提出を主張するに付、部内

決議は南洋島嶼との協議を以て一度
取り扱ふべきに付、

旨を、7月10日、沖米庁長官より
外務省に報告し、

致す。

2. 上述の沖米庁の決議は、7月10日
以前より、本件申請書

の提出に付、7月10日 以前より

GA-6

外務省

計策行乘11同老13=22221211
1111 1111 1111 1111 1111 1111

1111 1111 1111 1111 1111 1111
1111 1111 1111 1111 1111 1111

寫

沖・北対第702号
昭和45年6月27日

琉球政府行政主席 殿

沖繩・北方対策庁長官

沖繩進出新規外資の事務処理に関する日琉間の連絡
体制について

標記について、別添のとおり、沖繩事務局長を經由して琉球
政府行政主席あて申し入れたので、御了解ください。

総 理 府

寫

沖・北対第702号
昭和45年6月29日

琉球政府行政主席 殿

沖繩・北方対策庁長官

沖繩進出新規外資の事務処理に関する日琉間の
連絡体制について

標記については、下記により実施いたしたいので、よろしく
取り計らわれない。

なお、下記については関係省庁と協議済みである。

総 理 府

郵の地数とこの日付あり。
本件は本館に送付し、その旨
伝存し、送付あり

記

- 1 琉球政府は、外資関係申請書が提出された場合には、すみやかにその写し1部を、準備委員会の顧問事務所より同委員会の日本政府代表事務所に送付するものとする。
- 2 日本政府代表事務所は、上記写しを入手したときは、直ちに外務省及び沖縄・北方対策庁沖縄事務局（以下「沖縄事務局」という。）にこれを送付するものとする。
- 3 外務省は、上記写しを入手したときは、直ちに総理府沖縄・北方対策庁（以下「対策庁」という。）にこれを送付するものとする。
- 4 対策庁は、上記写しを入手したときは、直ちに関係省庁にこれを送付して検討を依頼するものとし、関係省庁は、当該写しの内容を検討のうえ、対策庁に対し意見を述べるものとする。
- 5 対策庁は、関係省庁の意見をもとにとりまとめた日本政府の意見を、外務省を経由して申請書の写しを入手した日から原則として1カ月以内に、沖縄事務局を通じて琉球政府に通知するとともに、上記日本政府の意見を外務省に連絡するものとする。

総 理 府

- 6 外務省は、上記意見を準備委員会日本政府代表のルートを通じて同委員会米国政府代表に通知するものとする。

総 理 府

1.8.9 @ 202

~~1.8.9~~
business interests
file

極 秘
無 期 限
3 部 内 号

(別 添) ②

事務次官 在外務審議官 官房長 佐川 正保 官房審議官 官房書記官 大臣秘書官	① アメリカ局長 参事官 北米第一課長	(別 添) ③ 条約局長 参事官 条約課長	国際資料部長 企画室長 調査課長
情報文化局長 報道課長			
第4回外支防衛連絡会議(記録)			
昭和 45. 6. 11 米 保			
1. 日時			
昭和 45年 6月 11日 午後 1時 50分より			
2. 場所			
總理大臣邸			
3. 出席者			
總理 外務大臣、事務次官 大塚 下臣 防衛庁長官、事務次官 聖 企庁長官 官房長官、村 小池 岡 副長官			

GA-5

外務省

8

で「早」早く再検討の会を開く(50分)
と述べ、中官部長は、7月下旬に国防会
議と委員会で free discussion を行いたい
とし、官房長官は、その日は7月下旬と目
途として準備する、と述べた。
(4) 議題、マクラー会議(沖縄返還)
① 外務大臣の 5月 4日 件 会議 について 報告
② 総論、半国企業 といふ こと 企業 問題
と質問、大臣は、石油 といふ こと 石油 といふ こと
の こと 質問、大臣は、石油 会社 である、石油 といふ
こと こと
その こと こと こと こと こと こと こと こと こと こと
リスト を 出 して 事 業 等 を 見 て 検 討 したい
と 答 へ た。
③ 大臣 大臣 は、答 題 問題 について 今 日 まで

GA-6

外務省

至急で半例と交渉不足と報告

(1) 外務大臣と... 半例の返還促進¹⁰と交渉

と交渉と必要と考へていたと... 是の時期

期に日米例の不念交渉終了後と考へていた

と交渉と述べた。